

学生団体の届出について

学生団体を結成するときは、広島大学学生生活に関する規則第5条に基づき、代表責任者は、所属学部の長又は、学長に所定の学生団体結成届を提出することとなっております。

なお、この手続きは、許可制ではなく、届出制となっております。